

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 30 年 6 月 21 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号： 関東信越（東京）（受）第 1800025 号

厚生局事案番号： 関東信越（東京）（厚）第 1800049 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名： 女
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和 10 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間： ① 平成 15 年 8 月 25 日
② 平成 15 年 12 月 25 日
③ 平成 16 年 8 月 25 日
④ 平成 17 年 8 月 25 日

A 社に勤務した期間のうち、請求期間①から④までの期間に支給された賞与の記録が漏れているので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社は、請求期間に係る賃金台帳、源泉徴収簿等の資料を保管していないと回答しており、同社の委任を受けている税理士は、給与、賞与の支給に関しては同社で行っていたので、資料は何も保有していない旨陳述していることから、請求者の請求期間①から④までの期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

また、A 社の事業主は、請求期間当時は給料を支払うだけで精一杯で、賞与を支給できる状態ではなかった旨陳述しているところ、オンライン記録によると、同社において請求期間①から④までの期間に標準賞与額の記録がある被保険者はいないことが確認できる。

さらに、請求期間④について、請求者は、平成 17 年分給与所得の源泉徴収票を提出しているものの、当該期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる賞与明細書等の資料を保有していないことから、当該源泉徴収票における「支払金額」及び「社会保険料等の金額」欄の内訳を確認することができない。

加えて、A 社に係るオンライン記録において、請求期間①から④までの期間の全部又は一部に厚生年金保険の加入記録がある被保険者に照会したところ、回答があった者全員が賞与に係る明細書を保有していないとしている。

このほか、請求者の請求期間①から④までの期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から④までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。